

白馬村保育資格手当に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第 3 0 号

白馬村保育資格手当に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、保育人材の確保及び定着を図るため、保育資格を有する職員に対し保育資格手当（以下「手当」という。）を支給することにより、職員の職務意欲の向上及び安定的な保育体制の確保に資することを目的とする。

(支給対象職員)

第 2 条 保育資格手当の支給対象となる職員（以下「保育資格職員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を含む。）であること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の規定による保育士登録を受け、かつ、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状（幼稚園の教諭に係るものに限る。）を有すること。
- (3) 常態として保育資格を活用する業務に従事する者であること。
- (4) 常態として 1 週間当たり 35 時間以上勤務する者であること。

(手当の支給)

第 3 条 村長は、各月の初日において第 2 条に規定する保育資格職員である者に対し、当該月分の手当を支給する。

(手当の額)

第 4 条 手当の額は、月額 9,000 円とする。

(支給の方法)

第5条 手当は、給料及び報酬の支給方法に準じて支給する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。